

青森県報

第三千八百二十二号

平成二十六年

三月二十六日

(水曜日)

目次

規 則

青森県核燃料物質等取扱税条例の施行期日を定める規則……………(税 務 課) ……一
青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則……………(同) ……一

告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高 齢 福 祉 保 険 課) ……五
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) ……五
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……六
道路の区域の変更……………(道 路 課) ……六
道路の供用の開始……………(同) ……七
公有水面埋立ての承認……………(港 湾 空 港 課) ……七
都市計画事業計画の変更認可……………(都 市 計 画 課) ……八

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(商 工 政 策 課) ……九
二級建築士の免許の取消し……………(建 築 住 宅 課) ……一〇

出 先 機 関

青森県営農大学の短期研修……………(営 農 大 学 校) ……一〇

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事 務 局) ……二

規 則

青森県核燃料物質等取扱税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四号

青森県核燃料物質等取扱税条例の施行期日を定める規則

青森県核燃料物質等取扱税条例(平成二十五年十二月青森県条例第五十四号)の施行期日は、平成二十六年四月一日とする。

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五号

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則

(趣旨)

第一条 青森県核燃料物質等取扱税条例(平成二十五年十二月青森県条例第五十四号。以下「条例」という。)の施行については、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(申告書等の様式)

第二条 次の各号に掲げる申告書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 条例第七条第一項及び第二項の申告書並びに同条第三項の修正申告書 第一号様式

二 核燃料物質等取扱税更正(決定)書 第二号様式

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

核燃料物質等取扱税 申告書 修正申告書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 地域県民局長 様	※	発行年 月 日	徴収番号
	処理事項	通信日付印	確認印
主たる事務所の所在地 事業者 名称及び代表者の氏名 この申告の担当部課名及び担当者氏名並びに電話番号 課課名 氏名 (局 番) 事業所 所在地 称 核燃料物質等の取扱いの区分 課税標準の算定期間 年 月 日から 年 月 日まで 原子炉への核燃料の挿入年月日			
区 分	課税標準 ()	税率 ()	税 額 (円)
申告 申 告 額	・		
修正申告額 ①	・		
既に納付の確定している額 ②	・		
この申告により納付すべき税額 ①-②			
(増差税額) 納付年月日 年 月 日			
課税標準に関する明細		別紙のとおり	
備考			

注1 ※印の欄は、記載しないこと。

2 「核燃料物質等の取扱いの区分」欄は、「濃縮」、「原子炉の設置」、「核燃料の挿入」、「使用済燃料の受入れ」、「使用済燃料の貯蔵」、「廃棄物施設」又は「廃棄物管理」のいずれかを記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別紙 1 (原子炉の設置又は核燃料の挿入以外の場合)

課税標準に関する明細

月	当該月において濃縮により生じた製品ウランの重量 (kg)	当該月において受入れられた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の重量 (kg)	当該月の末日現在における使用済燃料の使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の重量 (kg)	当該月の末日現在における陸棄体に係る容器の容量 (m ³)	当該月の末日現在におけるガラス固化体に係る容器の数量 (本)	備考
	・	・	・	・		
	・	・	・	・		
	・	・	・	・		
合計 ①	・	・	・	・		
①×1/12	/	/	・	・	・	
備考						

- 注 1 使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量は、平成18年9月27日以前に再処理施設に受け入れた使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量を除いた重量とすること。
- 2 陸棄体に係る容器の容量は、当該容器が日本工業規格の呼び容量とすること。
- 3 ガラス固化体に係る容器の数量は、青森県核燃料物質等取扱税条例附則第4項の規定によりガラス固化体とみなされるものに係る容器の数量を含むこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

別紙 2 (原子炉の設置又は核燃料の挿入の場合)

課税標準に関する明細

発電用原子炉名	課税標準の算定期間の末日	年 月 日	発電用原子炉の熱出力 (kw)	発電用原子炉への核燃料の挿入の区分		挿入年月日	挿入年月日	挿入年月日
				課税対象核燃料 (新規挿入分)	再挿入分			
核燃料の挿入	挿入核燃料の数 ① 体	核燃料の単価 ② 円	核燃料の価額 (①×②) ③ 円	再挿入分体数 ⑤ 体	既挿入分体数 ⑥ 体	挿入核燃料の合計 ⑦ 体	④+⑤+⑥	
	計 ④ 体	平均単価 円/体	計 (課税標準額) 円					

- 注 1 発電用原子炉ごとに別様とすること。
- 2 「発電用原子炉への核燃料の挿入の区分」欄には、青森県核燃料物質等取扱税条例第3条第2項各号に掲げる場合のいずれかを記載すること。
- 3 「課税対象核燃料 (新規挿入分)」欄には、初めて発電用原子炉に挿入された核燃料で、今回課税対象となるものについて記載すること。
- 4 「再挿入分体数」欄には、既に核燃料物質等取扱税が課税された核燃料で、再び発電用原子炉内に挿入されたものの数量について記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第2号様式(第2条関係)

更正書
核燃料物質等取扱税 決定(加算金決定)

_____ 様

地方税法及び青森県核燃料物質等取扱税条例の規定により、更正・決定したから通知します。

納付すべき税額等の合計額を指定納期限までに青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関又は青森県収納代理金融機関へ納めてください。

_____年 月 日

地 域 県 民 局 長 印

事業所名	所在地	_____		_____		_____	
核燃料物質等の取扱いの区分	課税標準の算定期間の原炉への核燃料の挿入年月	_____年 月 日	_____年 月 日	_____年 月 日	_____年 月 日	_____年 月 日	_____年 月 日
法定申告納期限	_____年 月 日	申告書提出年月日	_____年 月 日	_____年 月 日	_____年 月 日	_____年 月 日	_____年 月 日
区	分	課税標準 ()	税率 ()	税額 (円)	加算金額 (円)		
更正・決定 ①		・					
既に納付の確定している額 ②		・					
差引過不足額 ① - ② ③							
区	分	算定の基礎となる税額 (円)	率	加算金額 (円)			
過少申告加算金 ④		()	()				
不申告加算金 ⑤		()	()				
重加算金 ⑥							
この更正・決定により納付すべき税額等の合計額 ③+④+⑤+⑥							
指 定 納 期 限	_____年 月 日	徴 収 番 号	_____				

差引不足税額を納付する際には、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に不足し、差引不足税額に年14.6パーセント(ただし、法定納期限の翌日からこの期間の日数不足税額の指定納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合適用年」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中において、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合)を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は全額が2,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨て、また、算出した延滞金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨てます。

- ◎ この処分に不服がある場合には、この更正・決定書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となりません。)提起することができません。この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができず、①審査請求があった日から3ヶ月を経過して裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい理由があるため緊急の必要があるとき、③その他の裁決を提起することができません。
- 注1 「過少申告加算金」及び「不申告加算金」欄の括弧内の数値は、それぞれ過少申告加算金又は不申告加算金の算定において加重される部分の数値に用いられる数値です。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

告 示

青森県告示第二百十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は主たる事務所の所在地	居宅サービスの種類	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
社会福祉協議会	黒石市境一の松	訪問看護	ホープセムン	黒石市大字の内九町三	二六・二・二二	二六・三・三三
社会福祉協議会	黒石市境一の松	訪問看護	ホープセムン	黒石市大字の内九町三	二六・二・二二	二六・三・三三
公益社団法人医療振興協会	東京都千代田区平河六の三	訪問介護	協栄健康福祉センター	下北郡東通町大字里一七	二六・二・二六	二六・三・三三
有限会社エノブス	下北郡東通町大字白糠三	福祉用具貸与	エノブス	下北郡東通町大字白糠三	二五・二・二九	二五・二・二九
社会福祉研究会・文化研究所	三戸郡五戸町正場一八	訪問介護	移山寮訪問介護事業所	三戸郡五戸町正場一八	平成二六・二・二三	平成二六・二・二三

青森県告示第二百十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
公益財団法人シヨリバテ	八戸市大字河	八戸市大字河	ケアサポート	三沢市三沢の二	二六・二・二六	二六・二・二六
株式会社くらげ	黒石市追子野	黒石市追子野	株式会社くらげ	黒石市追子野	二六・二・二四	二六・二・二四
株式会社ピリア	青森市長島三	八戸市類家四	ピリア	八戸市類家四	平成二六・二・二七	平成二六・二・三三

外ヶ浜町	社会福祉法人延寿福祉会	株式会社竹内調剤薬局	株式会社さくら居宅支援事業所
東津軽郡外ヶ浜町字蟹四	上北郡六ヶ所川大字泊七	東京都文京区本郷三丁目二五の一	黒石市追子野の二丁目
訪問看護	訪問介護	居宅療養管理指導	訪問介護
外ヶ浜町	老人デイサービス	竹内調剤薬局	株式会社さくら居宅支援事業所
東津軽郡外ヶ浜町字蟹二	上北郡六ヶ所川大字泊九	和田市西一番町一	黒石市追子野の二丁目
二六・三・二四	二六・二・二五	二六・二・二六	二六・二・二六
二六・四・一	二六・三・三三	二六・二・二六	二六・三・三三

4	国 道	西目屋二ツ井線	中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元四一の六から 中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元一四九まで	後	一七・五〇メートルから	三七五・〇〇メートル
3	国 道	三三八号	下北郡東通村大字白糠字垣間二〇の一から 下北郡東通村大字白糠字垣間二〇の一まで	後	一四・三二メートルから	五三・八〇メートル
				前	一六・〇二メートルから	五三・八〇メートル
				後	一六・三〇メートルから	五三・八〇メートル
				前	一六・三〇メートルから	四二五・〇〇メートル
				後	一六・三〇メートルから	四二五・〇〇メートル

青森県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年四月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	国道二七九号	国道二二八号	国道二二八号	国道二二八号	国道二二八号	国道二二八号	国道二二八号	国道二二八号	国道二二八号	国道二二八号	国道二二八号
供用開始の区間	むつ市大字関根字名子四の一から むつ市大字関根字名子四の一まで	むつ市山田町一五七の四五から むつ市山田町一五七の二二まで	下北郡東通村大字白糠字垣間二〇の一から 下北郡東通村大字白糠字垣間二〇の一まで	北津軽郡板柳町大字五林平字三宅一五の一から 北津軽郡板柳町大字夕顔関字柳田八九の二まで	中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元四一の六から 中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元一四九まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃
供用開始の日	平成六・三・二六	〃	〃	〃	二六・五・三	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第二百十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、平成二十六年三月十七日次のとおり公有水面の埋立ての承認をしたので、同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

平成二十六年三月二十六日

八戸港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 承認を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

1 承認を受けた者の住所及び名称

宮城県仙台市青葉区二日町九の一五

国土交通省東北地方整備局

2 代表者の氏名

国土交通省東北地方整備局長 小池 剛

二 埋立区域

1 位置

八戸市大字河原木字海岸三六番二、四〇番、四二番及び四二番に接する無番地の地先公有水面

2 区域

次の地点のうち の地点と の地点を結ぶ平成十三年一月十九日付け国東整港管第五号で竣功通知した埋立地の陸地と公有水面の境界線（D・L・プラス一・三六四メートルにより決定）、 の地点と の地点を結ぶ平成二十五年の秋分の満潮位（D・L・プラス一・四七三メートル）における公有水面と八太郎地区2

号ふ頭波除堤との境界線、の地点から の地点までを順次に結んだ線、の地点との地点を結ぶ平成三年二月六日付け運輸省三港建公示第二十六号で竣功通知した埋立地の陸地と公有水面の境界線(D・L・プラス一・一三メートルにより決定)、の地点との地点を結ぶ平成二年十二月十九日付け青森県告示第七百七十三号で竣功認可の告示がされた埋立地の陸地と公有水面の境界線(D・L・プラス一・一三メートルにより決定)及び の地点との地点を結ぶ平成十三年二月十三日付け青森県告示第七十四号で竣功認可の告示がされた埋立地の陸地と公有水面の境界線(D・L・プラス一・三六四メートルにより決定)により囲まれた区域

基点 八戸市大字河原木字八太郎山二番六の国土地理院河原木二等三角点(北緯

四〇度三三分三〇・九九六四秒、東経一四一度二九分三三・四九三八秒)

の地点 基点から五〇度四九分三一秒一、七〇六・九九メートルの地点

の地点 基点から五九度四七分五〇秒一・九二メートルの地点

の地点 基点から五二度一三分二九秒一、七二四・八一メートルの地点

の地点 基点から六〇度〇九分〇四秒〇・二七メートルの地点

の地点 基点から一五〇度〇〇分〇三秒二九・〇五メートルの地点

の地点 基点から二四〇度〇〇分〇二秒二七〇・〇五メートルの地点

の地点 基点から三三〇度〇八分五一秒一九・八〇メートルの地点

の地点 基点から三三〇度〇八分五秒四六・七八メートルの地点

3 面積

一八、〇三四・五三平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

八戸市大字河原木字海岸三六番一、三六番一八、三六番一九、四〇番、四二番及び四二番に接する無番地の地内並びに三六番一、四〇番、四二番及び四二番に接する無番地の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とカの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点 八戸市大字河原木字八太郎山二番六の国土地理院河原木二等三角点(北緯

四〇度三三分三〇・九九六四秒、東経一四一度二九分三三・四九三八秒)

アの地点 基点から四八度一四分五八秒一、四三九・六六メートルの地点
 イの地点 アの地点から六〇度〇〇分二六秒四三九・七三メートルの地点
 ウの地点 イの地点から一五〇度一〇分〇三秒四二・〇三メートルの地点
 エの地点 ウの地点から一七九度二七分五五秒二一四・九五メートルの地点
 オの地点 エの地点から三三〇度五六分一五秒六九・九五メートルの地点
 カの地点 オの地点から二四〇度〇〇分〇二秒二六五・四二メートルの地点

3 面積

九四、二三九・一〇平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地

青森県告示第二百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業の事業計画の変更を平成二十六年三月十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業(五・五・二号 こども園)

三 事業施行期間

昭和五十六年四月二十五日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	県民生協コスモス館 青森市大字石江字富田三三五の四八	変更後	県民生協コスモス館 青森市富田三丁目一六の八	変更年月日	平成 二六・三・二五
-----	-------------------------------	-----	---------------------------	-------	---------------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	青森県民生協同組合 青森市大字羽白字沢田三〇一の 理事長 井筒智義	変更後	青森県民生協同組合 青森市浜館三丁目七の七 代表理事 平野了三	変更年月日	平成 二五・七・一 (住所) 二五・六・九 (代表者 の氏名)
-----	---	-----	---------------------------------------	-------	--

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	青森県民生協同組合 青森市大字羽白字沢田三〇一の	変更後	青森県民生協同組合 青森市浜館三丁目七の七	変更年月日	平成 二五・七・一 (住所)
-----	-----------------------------	-----	--------------------------	-------	----------------------

一 理事長 井筒智義

代表理事 平野了三

二五・六・九
(代表者
の氏名)

株式会社蓬田グリーン開発
青森市大字石江字三好六二の二
代表取締役 下山嘉正

株式会社蓬田グリーン開発
青森市大字新田字忍一の二
代表取締役 下山嘉正

二六・二・二五

株式会社コーエイ
青森市大字鶴ヶ坂字坂田四八の
代表取締役 棟方光栄

株式会社コーエイ
青森市大字鶴ヶ坂字田川四八の
代表取締役 棟方光栄

二六・二・二五

下山輝次
青森市富田一丁目五の一五

株式会社シモヤマ
青森市富田三丁目一六の八
代表取締役 下山輝次

二六・二・二五

谷地睦洋
青森市大字三内字丸山一六五の
七九

釣の国
青森市長島一丁目一の
理事長 井筒智義

二四・七・二九

宮内雄一
青森市浜館四丁目一の五八

株式会社ラグノオささき
弘前市大字百石町九
代表取締役 木村公保

二四・三・二六

株式会社ラグノオささき
弘前市大字百石町九
代表取締役 木村公保

株式会社セラリア
岐阜県大垣市外洲二丁目三八
代表取締役 河合宏光

変更無し

株式会社サンティックスシステム
青森市造道三丁目一の二六
代表取締役 高田典宏

Dreams SQUARE
合同会社
青森市金沢五丁目一二の五
代表社員 福田眞琴

二五・六・一〇

四 届出年月日

平成二十六年二月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十六年三月二十六日から同年七月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年七月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

二級建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 氏名

北田義治

二 登録番号

第六〇五〇号

三 取消年月日

平成二十六年三月十七日

四 取消しの理由

平成二十四年九月三日に死亡したことが、届出により確認された。このことが、建築士法第九条第一項第二号の規定に該当する。

出 先 機 関

青森県営農大大学校告示第一号

青森県営農大大学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第八條第一項の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十六日

青森県営農大大学校長 長 根 誠 二

一 研修の種類、期間、受講者の定員等

1 農業機械利用技能者育成研修

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
指導農業機械士養成研修	平成二十七年一月二十六日から同月三十日まで	十人	農業機械士認定者	指導農業機械士技能検定試験受験資格取得
農業機械士養成研修	平成二十六年九月一日から同月五日まで	三十五人	青森県営農大大学校生	農業機械士技能検定試験受験資格取得
	平成二十六年九月八日から同月十二日まで	三十五人		

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二四二、〇〇四 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

東津軽郡選挙区	七、四五一 人
西津軽郡選挙区	六、〇三〇 人
南津軽郡選挙区	六、六九七 人
北津軽郡選挙区	八、〇六三 人
上北郡選挙区	二八、二五九 人
三戸郡選挙区	二〇、七六七 人
青森市選挙区	八二、四九四 人
弘前市選挙区	五〇、四一四 人
八戸市選挙区	六五、一九〇 人
黒石市選挙区	九、九〇三 人
五所川原市選挙区	二〇、〇五〇 人
十和田市選挙区	一七、七五一 人
三沢市選挙区	一一、〇三九 人
むつ市選挙区	二二、一四八 人
つがる市選挙区	一〇、〇二四 人
平川市選挙区	一一、四〇三 人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭